

### Ⅲ 障害者総合支援法(介護給付・訓練等給付・地域相談支援事業)について

障害者総合支援法に基づき、身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)、難病患者の方を対象に、支援が必要な状態や懸案すべき事項をふまえ、必要なサービスを支給します。

#### 1 サービスの内容について

介護給付	障害支援区分が必要なサービス	① 居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴、排泄、食事等の介護や、洗濯、掃除等の家事援助を行います。
		② 重度訪問介護	重度の肢体不自由者やその他の障がい者で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排泄、食事等の介護や、洗濯、掃除等の家事援助、外出時に必要な介護等を総合的にを行います。
		③ 行動援護	知的または精神障がいにより行動上著しい困難があるため常に介護を必要とする方に、危険を回避するために必要な援護、外出時に必要な介護等を行います。
		④ 療養介護	医療と常に介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。
		⑤ 生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排泄、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
		⑥ 短期入所	自宅で介護する方が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設に入所し、入浴、排泄、食事等の介護を行います。
		⑦ 重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
		⑧ 施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排泄、食事等の介護を行います。
訓練等給付	障害支援区分が不要なサービス	⑨ 同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方の外出に同行し、移動の援護を行うとともに、外出先での必要な援助を行います。
		① 自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
		② 就労移行支援	一般企業への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
		③ 就労継続支援(A型・B型)	一般企業等での就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 A型・雇用契約に基づき継続的に就労可能な65歳未満の方 B型・一般企業等の雇用に結びつかない方や一定年齢に達している方
		④ 就労定着支援	就労移行支援、就労継続支援等を利用して一般就労に移行した方に、就労の継続に必要な援助、相談対応、助言等を行います。
		⑤ 自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行をした方に、定期訪問や電話等での相談対応、必要な援助を行います。
地域相談支援		⑥ 共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
		① 地域移行支援	精神科病院に入院している方または障害者施設等に入所している方に、地域へ移行するための住居の確保、相談対応、福祉サービスの情報提供等を行います。
		② 地域定着支援	居宅で単身生活等をしている障がいのある方に、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の相談対応、その他必要な支援を行います。

#### ■障害支援区分と受けられるサービス(介護給付)

サービス	障害支援区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護		○	○	○	○	○	○
重度訪問介護					△	△	△
行動援護				△	△	△	△
療養介護			50歳以上は 区分2から可			△	△
生活介護			△	○	○	○	○
短期入所		○	○	○	○	○	○
重度障害者等包括支援							△
施設入所支援			50歳以上は 区分3から可	△	○	○	○

※ ○の部分がサービスを受けることができる障害支援区分です。△は一部要件があります。

## 2 サービスの利用手続きについて

※申請前に担当窓口でご相談ください。

### ① サービス等利用申請について

申請者は障害福祉サービス等に係る利用申請書を市の窓口に出します。  
市は、「サービス等利用計画案」の提出を申請者に依頼します。サービス等利用計画案とは、障がいの程度に応じ、障がい者がどのサービスをどの程度利用するかを決める計画です。

### ② 市による聞き取り調査

市のケースワーカーが申請者の自宅または施設等に行き、聞き取り調査(左ページ①～⑧の障害福祉サービス利用の場合は障害支援区分認定調査も)を行いサービス利用の意向を伺います。

### ③ 審査・判定 (左ページ①～⑧の障害福祉サービス利用の場合)

聞き取り調査の結果と医師意見書により、長野広域連合に設置された審査会において障害支援区分を判定します。

### ④ 「サービス等利用計画案」の提出

申請者は、「指定特定相談支援事業者」が作成した「サービス等利用計画案」を市の窓口に出します。併せて、「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書」「計画相談支援・障害児相談支援依頼届出書」を提出します。

### ⑤ 障害福祉サービス等の支給決定

市は、障害支援区分・申請者の意向・生活状況等を勘案し、サービスの支給量と利用者負担額の上限額を決定します。決定した内容を記載した「受給者証」を利用者に交付します。

### ⑥ サービスの利用開始

事業者・施設等に受給者証を提示してサービスを利用します。  
(事業者との契約手続きが必要となります。)

### ⑦ 利用者負担額の支払い

利用者はサービス利用により要した費用のうち、利用者負担額(原則一割)を事業者に支払います。  
利用者負担額についての詳細は、市役所 福祉課 障がい者支援係にてご相談ください。

## 【介護保険との関係】

介護保険のサービス利用対象者で、総合支援法に基づく障害福祉サービスと重複するサービスを利用する場合には、介護保険によるサービスが優先となります。

ただし、利用状況により、障害福祉サービスとの併給が認められる場合がありますので、ご相談ください。

## 地域生活支援事業

移動支援	生活上で必要となる外出や余暇活動を実現させるための外出を支援します。	屋外での移動に困難のある、視覚、全身性、知的、精神障がい者・児	原則、非課税世帯は 0、課税世帯は1割
日中一時支援	日中、障害福祉サービス事業所等において活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市が認めた障がい者・児	原則、非課税世帯は 0、課税世帯は1割

問合わせ先 ☎026-273-1111 千曲市役所 福祉課 障がい者支援係(内線 1275)

## IV 児童福祉法(障害児通所支援)について

※申請前に担当窓口でご相談ください。

### 1 サービスの内容について

種 類	支 援 内 容	対 象 者
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童
医療型児童発達支援	児童発達支援の支援内容に加えて医療的ケアを行います。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた児童
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、児童発達支援の支援内容を行います。	重度の障がいの状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた児童
放課後等デイサービス	放課後や休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	学校教育法第一条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く)に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた児童
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。	保育所その他の児童が集団生活を営む施設(省令で規定)に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童
手 続	下記窓口で申請してください。(P8「サービスの利用手続きについて」参照)	
窓 口	千曲市役所 福祉課 障がい者支援係 (内線 1275)	

※利用者負担額については、障がい者支援係 にご相談ください。

#### \*高額障害福祉サービス等給付費(サービス利用料の償還)について

同一世帯において障害福祉サービスなどを利用している方が複数いるなどの場合に、償還払い方式により、世帯における利用者負担の軽減を図ります。

対象となるサービス費用(※注1)の世帯における利用者負担の合算額が、高額障害福祉サービス等給付費算定基準額(※注2)を超える場合に、その超えた額を申請により支給します。

#### ※注1 対象となるサービス費用

○障害者総合支援法によるサービスの利用者負担額

(例)居宅介護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、就労継続支援など

○介護保険法に基づくサービスの利用者負担額

(例)訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所リハビリ、福祉用具貸与など

※ただし同一人が障害福祉サービスを併用している場合に限りません。

○補装具費の利用者負担額

※ただし同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に限りません。

○児童福祉法による障害児通所支援・障害児入所支援のサービスの利用者負担額

(例)障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)、障害児入所支援など

#### ※注2 高額障害福祉サービス費算定基準額

○市町村民税課税世帯(一般)

…37,200円

○市町村民税非課税世帯(低所得)及び生活保護世帯

…0円

千曲市役所 福祉課 障がい者支援係にある申請用紙に記入のうえ、必要書類を添えて申請してください。詳細はお問い合わせください。

問い合わせ先 ☎ 026-273-1111 千曲市役所 福祉課 障がい者支援係(内線 1275)